

障害当事者性 (デンマーク)

おやさと研究所准教授
八木 三郎 Saburo Yagi

わが国は不特定多数の人々が利用する公的施設は、障害者にとってもアクセシブルであることが法律により義務付けられている。しかし、利用者の権利を保障することは義務付けておらず、人々の譲り合い、モラルに任せることを第一義としている。障害者用駐車場のコンフリクトを解消するためにどうあれば良いのかを、ノーマライゼーションの理念発祥の地であるデンマークを事例にして前号まで検証してきた。

デンマークでは、障害者用駐車スペース設置のあり方は日本とほぼ同様であったが、運用面でのシステムが大きく異なっている。それは利用者の権利を保障するために、罰則規定が法制化されていることである。このような利用対象者を擁護するシステムのなかで障害当事者はどのように思っているのだろうか。利用上での問題は無いのであろうか。そこで実際に生活する障害当事者に駐車スペースについてインタビューを実施した。それについて報告したい。

障害者用駐車スペースについて

車いすで日常生活を送る当事者3名にそれぞれ個別に聞き取り調査を実施した(2014年5月)。デンマーク語の通訳は和子・マイヤー氏(デンマーク在住)にお願いした。



写真1

写真1は Henrik Jensen 氏 (35 歳) である。彼は旅行社の社員であったときに転落事故により脊髄を損傷し、車いす使用者となった。車いす歴は3年である。写真2は Ole Kingston 氏 (55 歳)。少年時代に交通事故で車いす使用者となり、車いす歴は40年である。写真3の Susan Thomas 氏 (46 歳) は生来の疾病により脊髄を損傷し、車いす歴19年ということである。



写真2

3名とも現在コペンハーゲン市に在住し、日常生活で自ら自動車を運転している。まず、障害者用駐車スペースについて日本の現状と筆者がコペンハーゲン市内にある大型商業施設で行った調査について説明した。コペンハーゲンでは、日本のような不正駐車がなく、障害者スペースに駐車する際はすべて許可証を提示し、適正に利用が行われ



写真3

ている。不正駐車が発見されたときには罰金の対象であり、そのことが法律で義務付けられている。こうしたシステムのデンマークと利用者を保護する法律のない日本との違いを伝えた。

そのコペンハーゲンに在住し、日頃障害者用駐車スペースを当事者の立場で利用するとき、どんな困難事例があるのか、他の利用者との軋轢事例はあるのかなど利用上での問題点について尋ねた。それぞれ個別に聞き取りを行っているが、結果はまとめて記述する。

まず、障害者用駐車スペースでの軋轢事例はあるのかについては、時には不正駐車に遭遇することが3名ともあるとのことである。その際は警察に通報して対処するとのことである。適正利用が図られるためには啓発・告知などが重要な要素と筆者は考えるが、デンマークではどうなのか。この障害者用駐車スペースについての知識はどこで得るのかを尋ねた。これについては、一般の者が詳しく知る機会は自動車の免許取得時とのことである。その講習のなかで他の罰則規定と同様に駐車スペースに対しての説明が行われている。

その他、駐車に関する利用困難事例を質問したが、特段困難事例はないとのことである。次に、駐車スペースの適正利用に向けての取り組みにおいて、障害当事者運動が関与しているのかを質問した。これに関しては3名ともそれぞれ障害当事者団体に所属しているが、Henrik Jensen 氏の所属団体は日々運動を展開しているとのことである。同氏が所属する「PTU (ポリオ協会)」では、不正駐車を見かけた際はチラシ(写真4)を車のフロントガラスに貼り付ける運動を行っている。このチラシには「私たちの駐車スペースを取る(駐車する)ならば、私たちの障害も取ってください」と皮肉な文章が書かれている。こうした日常での小さな運動の積み重ねによって一般市民へ啓発を行い、広く人々に周知し、その結果適正利用がなされているのではないかと筆者には思える。

今回の聞き取り調査でもデンマークと日本との考え方、啓発等さまざまなシステムの違いが明らかになった。コペンハーゲン市内では、日本のように駐車スペースにカラーコーンが置かれることはない。これは、人々に対して障害者用駐車スペースに対する理解、啓発の取り組みがなされているその結果ではないかと思える。

しかし、システムの違いもさることながら、日本でもこうした啓発運動を行うことは適正利用に向けての有効な取り組みの一つと考える。

しかし、システムの違いもさることながら、日本でもこうした啓発運動を行うことは適正利用に向けての有効な取り組みの一つと考える。



写真4